

住民税の住宅ローン控除の申告は 3月17日までに

税務課

税源移譲によって所得税が減少した結果、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の額が所得税より大きくなり、控除を受けられる額が減ってしまう場合、所得税から控除しきれなかった分について、翌年度の住民税(所得割)から控除できるようになりました。

具体的には、平成11年から18年までに入居したかたが対象となり、平成20年度分から28年度分までの住民税で減額の調整が行われます。

申告の 手続き

申告は毎年必要となります。3月15日までに「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

【年末調整をされたかた(確定申告をされないかた)】

源泉徴収票を添付の上、役場税務課へ申告してください。
(1月1日現在にお住まいの市区町村に申告してください。)

【確定申告をされるかた】

所得税の確定申告書とともに、税務署へ申告してください。

平成20年度分の申告期限は **平成20年3月17日(月)** となります。

税源移譲前

所得税額から住宅ローン控除額が全額引ききられています。



税源移譲後

所得税が減少して、控除しきれなかった住宅ローン控除の額は住民税から控除します。



※平成19年以降に入居した場合は、住民税の住宅ローン控除の適用はありません。別途、所得税において新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられました。詳しくは、岐阜南税務署へお問い合わせください。

【問合先】税務課 ☎388-1112 岐阜南税務署 ☎271-7111



広江町長にぞうきんを贈る奉仕団員

笠松町赤十字奉仕団下羽栗分団の皆さんが、十二月六日役場を訪れ、「公共施設でお使いください」と事業の一環として進めてきた、手作りぞうきんを寄贈されました。
町では、公共施設の美化などに活用させていただきます。

手作りぞうきんを 公共施設へ

町赤十字奉仕団 下羽栗分団

寄附

【社会福祉事業】

岐阜南農業協同組合(岐南町)

農業祭の収益金の一部

現金 一〇万円

町では、ご趣旨に沿うよう活用させていただきます。